

令和 7 年第 4 回東広島市議会定例会

議案

令和 7 年 1 月



	目	次
承認案第 115 号	専決処分の承認について.....	1
承認案第 116 号	専決処分の承認について.....	4
議案第 117 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	7
議案第 118 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	9
議案第 119 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	11
議案第 120 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	13
議案第 121 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	15
議案第 122 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	17
議案第 123 号	請負契約の締結について.....	19
議案第 124 号	請負契約の変更について.....	21
議案第 125 号	請負契約の変更について.....	23
議案第 126 号	請負契約の変更について.....	25
議案第 127 号	請負契約の変更について.....	27
議案第 128 号	請負契約の変更について.....	29

議案第129号	請負契約の変更について……………	31
議案第130号	請負契約の変更について……………	33
議案第131号	請負契約の変更について……………	35
議案第132号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……	37
議案第133号	職員の旅費に関する条例等の一部改正について……	49
議案第134号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	64
議案第135号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	70
議案第136号	東広島市地域センター条例の一部改正について……	73
議案第137号	東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について……………	76
議案第138号	東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市認定こども園設置及び管理条例の一部改正について……………	79
議案第139号	東広島市火入れに関する条例の一部改正について……………	82
議案第140号	東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の一部改正について……………	84

議案第141号	東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	86
議案第142号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	88
議案第143号	東広島市都市公園条例の一部改正について	91
議案第144号	東広島市火災予防条例の一部改正について	95
議案第145号	東広島市使用料条例の一部改正について	98



承認案第115号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

令和7年7月25日、豊栄町別府において、里道の管理上の瑕疵により、道路横断溝のグレーチング（溝蓋）が普通自動車の走行によって跳ね上がり、当該普通自動車の前部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。—略—

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年11月6日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 損害賠償の額

61万259円

2 債 権 者

承認案第116号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

令和7年7月13日、志和方面隊志和堀分団統合格納庫において、ホース乾燥柱に干していたホースが強風にあおられ、隣接する東広島市志和堀地域センターの駐車場に駐車していた普通自動車に接触し、当該普通自動車の屋根等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。—略—

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年10月31日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 損害賠償の額

98万4,489円

2 債 権 者

議案第117号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河戸地域センター	草が城の里・河戸自治協議会 会長 向井 康博	東広島市河内町河戸80 2番地1

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

東広島市河戸地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）に基づき設置された東広島市老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
小田老人集会所	自治組織「共和の郷・おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田218 2番地

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

小田老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第119号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市白市交流会館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第49号）に基づき設置された東広島市白市交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、次とおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市白市交流会館	白市景観形成委員会 会長 大多和 孝	東広島市高屋町白市11 32番地3

#### 2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

東広島市白市交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）に基づき設置された都市公園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島運動公園	アクアパーク東広島スポーツパートナーズ 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 構成員 特定非営利活動法人ポラ ーノ 理事長 松村 公市 株式会社ユニサス 代表取締役 松村 晋也	東京都品川区東品川四丁 目10番1号

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

東広島運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第121号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）に基づき設置された東広島市立図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和6年東広島市条例第42号）に基づき設置された東広島市高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市立中央図書館	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田 智治	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
東広島市立サンスクエア児童青少年図書館		
東広島市立高屋図書館		
東広島市立黒瀬図書館		
東広島市立福富図書館		
東広島市立豊栄図書館		
東広島市立河内こども図書館		
東広島市立安芸津図書館		
東広島市高屋情報ラウンジ		

#### 2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

東広島市立図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第122号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例（平成24年東広島市条例第2号）に基づき設置された東広島市河内パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河内パークゴルフ場	こうち交流促進施設運営協議会 理事長 小山 真二	東広島市河内町小田41 32番地1

2 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

東広島市河内パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第123号

### 請負契約の締結について

令和7年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（7-1）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 契約の目的

令和7年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（7-1）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

8億960万円

#### 4 契約の相手方

大建・後藤組特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条町寺家7644番地1

株式会社大建

代表取締役 大田孝志

構成員 東広島市西条町御薗宇2530番地の5

株式会社後藤組

代表取締役 尾中正士

(提案理由)

令和 7 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（7-1）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第124号

請負契約の変更について

令和6年12月19日議決第124号により議決を経た令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 11億9,350万円」を「3 契約金額 12億317万8,900円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第125号

請負契約の変更について

令和6年12月19日議決第125号により議決を経た令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 2億8,160万円」を「3 契約金額 2億8,491万8,700円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第126号

請負契約の変更について

令和6年12月19日議決第126号により議決を経た令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 2億5,630万円」を「3 契約金額 2億6,000万3,700円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第127号

請負契約の変更について

令和6年9月19日議決第97号により議決を経た令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

「3 契約金額 4億3,533万6,000円」を「3 契約金額 4億5,735万1,400円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第128号

請負契約の変更について

令和6年9月19日議決第98号により議決を経た令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

「3 契約金額 4億2,515万円」を「3 契約金額 4億5,389万5,200円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第129号

請負契約の変更について

令和6年9月19日議決第99号により議決を経た令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

「3 契約金額 5億8,960万円」を「3 契約金額 5億9,494万1,600円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第130号

請負契約の変更について

令和6年9月19日議決第113号により議決を経た令和6年度小学校施設整備事業御菌宇小学校増築及び改修工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 18億2,930万円」を「3 契約金額 18億4,860万2,800円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度小学校施設整備事業御園宇小学校増築及び改修工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第131号

請負契約の変更について

令和6年6月27日議決第68号により議決を経た令和6年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 44億9,900万円」を「3 契約金額 45億2,947万1,100円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「9,600円」を「11,000円」に、「9,900円」を「12,700円」に、「10,200円」を「14,400円」に、「10,500円」を「16,100円」に、「10,800円」を「17,800円」に、「11,100円」を「19,500円」に改める。

第22条第1項第1号中「5万1,600円」を「5万2,100円」に改める。

第23条第2項中「期末手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の右に「を、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の70」と」の右に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第24条第2項第1号中「勤勉手当基礎額)に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の右に「を、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の右に「を、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年			円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職 員以 外の 職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	

	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		

74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700	396, 800	409, 200			
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 100	409, 400			
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 400	409, 600			
89	267, 100	306, 700	356, 700	397, 700	409, 800			
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 000				
91	267, 700	307, 300	357, 500	398, 300				
92	268, 000	307, 600	357, 900	398, 600				
93	268, 300	307, 800	358, 100	398, 900				
94		308, 000	358, 400	399, 200				
95		308, 300	358, 800	399, 500				
96		308, 700	359, 100	399, 800				
97		308, 900	359, 400	400, 100				
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						

	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

### 消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以外 の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700
	3	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400
	4	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000
	5	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700
	6	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200
	7	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800
	8	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400
	9	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000
	10	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500
	11	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100
	12	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700
	13	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300
	14	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800
	15	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800
		256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800

16	258, 000	273, 700	291, 200	319, 000	366, 100	389, 800	421, 800
17	259, 600	275, 100	292, 300	319, 700	367, 600	391, 400	423, 300
18	261, 100	276, 300	293, 400	320, 500	369, 200	393, 000	425, 000
19	262, 600	277, 500	294, 500	321, 500	370, 700	394, 600	426, 600
20	264, 100	278, 600	295, 600	322, 300	372, 200	396, 200	428, 300
21	265, 600	279, 900	296, 800	323, 200	373, 700	397, 700	429, 900
22	267, 100	281, 000	297, 400	324, 400	375, 300	399, 300	431, 400
23	268, 600	282, 200	297, 900	325, 700	376, 900	401, 000	432, 900
24	270, 100	283, 300	298, 500	327, 000	378, 500	402, 700	434, 300
25	271, 600	284, 600	298, 900	328, 200	379, 900	404, 400	435, 500
26	272, 800	285, 900	299, 500	329, 700	381, 600	406, 400	437, 000
27	274, 000	287, 100	300, 000	331, 000	383, 300	408, 200	438, 500
28	275, 200	288, 300	300, 500	332, 000	384, 900	410, 100	439, 900
29	276, 400	289, 200	300, 900	332, 900	386, 500	411, 800	441, 400
30	277, 500	290, 200	301, 500	334, 100	388, 100	413, 200	442, 700
31	278, 600	291, 300	302, 000	335, 200	389, 700	414, 400	443, 900
32	279, 700	292, 300	302, 500	336, 300	391, 300	415, 700	445, 100
33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100
34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800
35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500
36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200
37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700
38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100
42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900

56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800	
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100	
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300	
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500	
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800	
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100	
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300	
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500	
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800	
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100	
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300	
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500	
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800			
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400			
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000			
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300			
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800			
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300			
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800			
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200			
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600			
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100			

96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600		
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000		
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500		
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000		
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400		
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700		
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100		
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500		
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800		
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100		
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600		
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100		
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600		
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900		
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400		
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900		
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400		
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700		
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200		
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700		
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200		
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600		
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100		
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500		
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000		
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400		
122	337, 800	367, 300	388, 100			
123	338, 300	367, 700	388, 600			
124	338, 800	368, 100	389, 000			
125	339, 100	368, 500	389, 500			
126		368, 900	390, 000			
127		369, 300	390, 500			
128		369, 700	391, 000			
129		370, 100	391, 300			
130		370, 500	391, 800			
131		370, 900	392, 300			
132		371, 300	392, 800			
133		371, 500	393, 100			
134		372, 000	393, 600			
135		372, 300	394, 000			

	136		372, 600	394, 400				
	137		372, 900	394, 700				
	138		373, 300	395, 100				
	139		373, 800	395, 600				
	140		374, 300	396, 100				
	141		374, 600	396, 400				
	142		375, 100					
	143		375, 600					
	144		376, 100					
	145		376, 400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円 255, 400	円 267, 500	円 272, 000	円 304, 600	円 321, 900	円 336, 500	円 360, 700

備考 この表は、消防吏員（市長が定める職員を除く。）に適用する。

## 第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号に掲げる職員で、勤務箇所の駐車場の不足により、勤務箇所に通勤のための自動車等を駐車することができないため、有料の駐車場を利用して、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項第2号に規定する額に、その者の1か月当たりの駐車に要する料金に2分の1を乗じて得た額に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）に支給単位期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支

給する場合には「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第4条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の95」との右に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との右に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

第6条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（以下「新特別職給与等条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 新給与条例、新特別職給与等条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例又は第5条の規定による改正前の東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新特別職給与等条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率等の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略）、へき地手当（一略）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

職員の旅費に関する条例等の一部改正について

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和49年東広島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「在勤庁」の右に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を、「離れて」の右に「旅行し、又は職員以外の者が公務のために一時その住所又は居所を離れて」を加え、同項第3号中「若しくはその扶養親族又は遺族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「婚姻」を「婚姻関係」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項におい

て同じ。) を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第1号中「当該退職」を「当該退職等」に改め、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)」を変更され、若しくは取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)」の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に改め、「場合」の右に「で、前項の規定に該当するとき」を加え、「これらを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしな

ければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条から第19条までを次のように改める。

(旅費の計算、種目及び内容)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及び規則の定めるところによる。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされ

なかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に精算しなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。
- 7 第1項の請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員が所有等をする自家用自動車を使用することについて任命権者の承認を受けてする移動に係るものは、当該移動の全路程を通算した路程1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により通算した路程に、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に

規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第20条から第27条までを削り、第28条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項並びに第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「、その他当該」を「その他」に、「特殊事情」を「特別の事情」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、「この条例」の右に「又は旅費に関する他の条例」を加え、同条第2項中「特殊の事情」を「特別の事情」に改め、同条を第22条とする。

第30条第2項ただし書を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合に

は、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この条例による旅費の支給の手続その他この」に改め、同条を第25条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和49年東広島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の場合のほか、団員が公務のため旅行した場合においては、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、団長については特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の適用を受ける市議会議員の例により、団員（団長を除く。以下この項において同じ。）については職員の旅費に関する条例（昭和49年東広島市条例第14号）の適用を受ける職員の例により算定した額とする。ただし、団員が命令を受けて団長に随行し、又は同行して宿泊を要する旅行をした場合には、当該旅行における団長に支給する旅費の相当額を支給する。

第15条第4項中「種類」を「種目」に改める。

別表を削る。

(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額を算出するに当たっては、職員の旅費に関する条例（昭和49年東広島市条例第14号。以下「旅費条例」という。）第8条から第14条まで及び第21条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その他の非常勤職員のうち規則で定める職のものの費用弁償の種目及び額は、一般職の職員の旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）及び額の例による。

第8条第1項	第2号から第5号まで	第2号から第6号まで
	(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(5) 特別車両料金（県内旅行の場合を除く。） (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
第8条第2項及び第9条第2項	最下級	最上級
第10条第2項	最下級の運賃の額	現に支払った運賃の額

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、その額を算出するに当たっては、旅費条例第8条から第17条まで及び第21条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	第2号から第5号まで	第2号から第6号まで
	(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(5) 特別車両料金（県内旅行の場合を除く。） (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
第8条第2項及び第9条第2項	最下級	最上級
第10条第2項	最下級の運賃の額	現に支払った運賃の額

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する実費弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額を算出するに当た

っては、旅費条例第8条から第14条まで及び第21条の規定を準用する。

第9条を削る。

第10条中「種類」を「種目」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第1中「、第6条、第8条」を削り、同表の3の表を削る。

別表第2中「、第7条」を削り、同表の1の表中「1 紹介月額」を削る。

別表第2の2の表を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例及び第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の規定により支給される旅費については、前条の規定を準用する。

(東広島市御園宇財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 東広島市御園宇財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市上三永財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 東広島市上三永財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 東広島市志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市東志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 東広島市東志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市志和堀財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 東広島市志和堀財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市西志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 東広島市西志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市小谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 東広島市小谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年東広島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市白市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 東広島市白市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年東広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市竹仁財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第12条 東広島市竹仁財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市久芳財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第13条 東広島市久芳財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年東広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「別表第1」を「第6条」に改める。

(東広島市御園宇財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第14条 附則第4条の規定による改正後の東広島市御園宇財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第5条の規定による改正後の東広島市上三永財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第6条の規定による改正後

の東広島市志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第7条の規定による改正後の東広島市東志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第8条の規定による改正後の東広島市志和堀財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第9条の規定による改正後の東広島市西志和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第10条の規定による改正後の東広島市小谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第11条の規定による改正後の東広島市白市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第12条の規定による改正後の東広島市竹仁財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び前条の規定による改正後の東広島市久芳財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給される旅費については、附則第2条の規定を準用する。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に合わせて、一般職の職員の旅費の改定等を行うとともに、当該一般職の職員の旅費の改定に合わせて特別職の職員等の費用弁償及び旅費の改定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第296条の4 前2条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。一略

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第134号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する条例の一部改正について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能（本市で管理する住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下この項及び別表第2の1の表1の項において同じ。）を識別するための番号を付し、及び管理する機能をいう。同項において同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者情報管理事務」という。）であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者情報管理事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の表1の項特定個人情報の欄に次のように加える。

5 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の1の表2の項特定個人情報の欄を次のように改める。

1 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

- 2 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表3の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 4 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表4の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- 1 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの  
2 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表5の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- 1 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの  
2 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表6の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 8 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表7の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 3 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表8の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 4 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表9の項、10の項及び11の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 3 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表12の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- 4 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表13の項特定個人情報の欄に次のように加える。

3 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表14の項特定個人情報の欄に次のように加える。

9 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表15の項特定個人情報の欄に次のように加える。

4 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表16の項特定個人情報の欄に次のように加える。

6 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表17の項特定個人情報の欄に次のように加える。

8 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表18の項特定個人情報の欄に次のように加える。

12 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の表19の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 外国人生活保護関係情報であって<br>規則で定めるもの |
| 2 住登外者宛名情報であって規則で<br>定めるもの    |

別表第2の2の表1の項特定個人情報の欄に次のように加える。

8 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の2の表2の項特定個人情報の欄に次のように加える。

6 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の2の表3の項特定個人情報の欄に次のように加える。

7 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の2の表4の項特定個人情報の欄に次のように加える。

14 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の2の表に次のように加える。

5 市長	住登外者情報管理事	1 児童福祉法による障害児通所支援
------	-----------	-------------------

<p>務であって規則で定めるもの</p>	<p>に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>2 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>3 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>4 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>5 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>6 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>7 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>8 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>9 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>10 身体障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>11 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>12 後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>13 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>14 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>15 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>16 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>17 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定め</p>
----------------------	--

		もの 1 8 東広島市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 1 9 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者情報管理事務であつて規則で定めるもの	1 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 2 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 3 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 4 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者情報管理事務 であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報 であつて規則で定めるもの
---------	----------------------------	----	--------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を個人番号を独自に利用する事務として追加するとともに、特定個人情報の利用範囲及び提供に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第135号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項から8の項までを次のように改める。

2 削除				
3 削除				
4 削除				
5 削除				
6 削除				
7 削除				
8 削除				

別表第3の12の項を次のように改める。

12 削除				
-------	--	--	--	--

別表第3の24の項を次のように改める。

24 削除				
-------	--	--	--	--

別表第3の44の項を次のように改める。

44 削除				
-------	--	--	--	--

別表第6備考第3号を次のように改める。

(3) この表の3の項については、納税義務者ごと及び年度ごとに1件とする。ただし、申請の際に証明に係る不動産又は動産を指定するものについて、その用紙が2枚以上にわたるときは、当該1件とする手数料の額に用紙1枚を増すごとに100円を加算して得た額を手数料とする。

別表第6備考に次のように加える。

(5) この表の23の項については、納税義務者ごと及び年度ごとに1件とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第6備考の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる検査等に係る手数料について適用し、同日前にされた検査等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県から移譲された事務の返還に伴い当該事務に係る手数料を廃止するとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴う固定資産税関係の証明書の様式の統一に合わせて当該証明書の交付手数料の算定の区分の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

議案第136号

東広島市地域センター条例の一部改正について

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例

東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市高屋西地域センターの項中「東広島市高屋町杵原1316番地1」を「東広島市高屋町杵原1276番地」に改める。

別表第2 東広島市高屋西地域センターの項を次のように改める。

東広島市高屋西地域センター	ホール（全面）	1,350円	1,270円
	ホール（半面）	670円	630円
	調理実習室	670円	390円
	研修室1	200円	190円
	研修室2	410円	390円
	研修室3	410円	390円
	研修室4	410円	390円
	研修室5	410円	390円
	和室1	410円	390円
	和室2	410円	390円

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 東広島市高屋西地域センターの使用に係るこの条例による改正後の東広島市地域センター条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行

日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の東広島市高屋西地域センターの使用に係る新条例第10条第1項の許可及び新条例別表第2の規定により算定される使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島市高屋西地域センターの移転に伴い、当該地域センターの位置を変更し、及び使用料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第137号

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例（平成16年東広島市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第35条関係）

種 別	メーターの口径	単 位	金 額
1 設計審査手数料	25ミリメートル以下のもの	1件につき	2,250円
	25ミリメートルを超えるもの	1件につき	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用 水供給事業の供給に関する 条例（令和5年広島県水道 広域連合企業団条例第21 号）別表第15の例に準じ て市長が定める額
2 工事検査手数料	25ミリメートル以下のもの	1件につき	2,250円
	25ミリメートルを超えるもの	1件につき	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用 水供給事業の供給に関する 条例別表第15の例に準じ て市長が定める額

3 道路占用許可 申請手数料		1 件につき	5,000円
4 各種の証明手 数料		1 件につき	東広島市手数料条例（平成 12年東広島市条例第12 号）別表第6の例に準じて 市長が定める額

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受ける給水装置工事に係る手数料について適用し、同日前に申込みを受けた給水装置工事に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団の給水装置工事に係る手数料の額の改定に合わせて、専用水道及び飲料水供給施設の給水装置工事に係る手数料の額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

議案第138号

東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市認定こども園設置及び  
管理条例の一部改正について

東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市認定こども園設置及び管理条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市認定こども園設置及び  
管理条例の一部を改正する条例

(東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正)

第1条 東広島市保育所設置及び管理条例（昭和49年東広島市条例第41号）の  
一部を次のように改正する。

別表高屋中央保育所の項及び風早保育所の項を削る。

(東広島市認定こども園設置及び管理条例の一部改正)

第2条 東広島市認定こども園設置及び管理条例（平成28年東広島市条例第5  
号）の一部を次のように改正する。

第3条の表認定こども園たけにの項の前に次のように加える。

認定こども園たかや	東広島市高屋町杵原1276番地
-----------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の  
日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、認定

こども園たかやに入園する子どもの募集、入園の手続その他認定こども園たかやの供用を開始するために必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日において現に高屋中央保育所に入所している乳幼児（施行日において、小学校就学の始期に達するものを除く。）については、施行日において認定こども園たかやに入園したものとみなすことができる。
- 4 施行日前に高屋中央保育所及び風早保育所において保育された乳幼児に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額については、なお従前の例による。

(提案理由)

高屋中央保育所を認定こども園に移行するとともに、風早保育所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第139号

東広島市火入れに関する条例の一部改正について

東広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例

東広島市火入れに関する条例（昭和59年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、林野火災に関する注意報若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報の発令中における火入れの中止について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第140号

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の一部改正について

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の一部を改正する  
条例

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例（令和2年東広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける東広島市道の駅西条のん太の酒蔵のシャワー施設（以下「シャワー施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について適用し、同日前に許可を受けたシャワー施設の利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵のシャワー施設の利用料金の限度額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

議案第141号

東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年東広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条第1項及び第2項中「職員」を「職員等」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（立入調査）

第10条 市長は、次条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者（次項及び次条において「職員等」という。）に空家等の敷地に立ち入って必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

緊急安全措置の施行に必要な限度において行う立入調査に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第142号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和7年1月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年東広島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

吉川東地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東広島都市計画吉川東地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
-------	---

別表第2に次の1表を加える。

40 吉川東地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 工場（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（法別表第2（る）項第1号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。）</p> <p>(2) 研究施設（前号に規定する工場に關係するものに限る。）</p> <p>(3) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舎</p>

	(4) 前3号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島都市計画吉川東地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略一）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第143号

東広島市都市公園条例の一部改正について

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例

東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

施設の名称	施設の区分	開園日	利用時間
御建公園野球場		1月4日から12月27日まで	1月から3月まで、 11月及び12月 午前7時から午後6時まで 4月から10月まで 午前7時から午後7時まで
東広島運動公園 体育館		1月4日から12月27日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）	午前9時から午後9時まで
東広島運動公園 陸上競技場		(2) 休日（土曜日である日を	1月から3月まで、 11月及び12月 午前9時から午後5時まで 4月から10月まで 午前9時から午後6時まで
東広島運動公園 ゲートボール場			
東広島運動公園 グラウンド・ゴルフ場			
東広島運動公園 野球練習場			

東広島運動公園 テニスコート	屋外テ ニスコ ート	除く。) の翌日（休日の翌 日が土曜日、休日又は前号 に規定する日（以下この号 において「休日等」とい う。）に当たるときは、そ の直後の日曜日及び休日等 でない日）	午前9時から午後9 時まで
	屋内テ ニスコ ート		
	クラブ ハウス		
東広島運動公園 多目的広場			
東広島運動公園 フットサルコート			
東広島運動公園 野球場			
東広島運動公園 スケートボード 場			

別表第3の5(2)の表フットサルコートの部中

附属設備	1回当たり	規則で定める額
------	-------	---------

を  
「

照明灯	1時間 当たり	1面につき	620円	
附属設備	1回当たり	規則で定める額		

」

に改める。

### 附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の東広島市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第3の5(2)の表フットサルコートの部に掲げる照明灯に係る新条例第9条第1項の許可及び新条例第14条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他

の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島運動公園のフットサルコートの利用時間を変更するとともに、当該施設の照明灯の使用料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

都市公園法（昭和31年法律第79号）

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（—略—）で定める。

議案第144号

東広島市火災予防条例の一部改正について

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例

東広島市火災予防条例（平成16年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条の2－第41条の7）」を 「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条の2－第41条の7）」に改める。

第2章の3 林野火災の予防（第41条の8・第41条の9）

第41条中「警報」の右に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。第41条の9において同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第41条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この条及び次条において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第41条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第41条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第41条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第80条第1号中「行為」の右に「(たき火を含む。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

林野火災の予防の実効性を高めることを目的として、林野火災に関する注意報及び警報の発令等について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第145号

東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市使用料条例の一部を改正する条例

東広島市使用料条例（昭和51年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考1中「場合は」の右に「、下黒瀬小学校にあっては1時間当たり1,700円」を、「1,000円」の右に「、龍王小学校にあっては1時間当たり2,300円」を、「1,700円」の右に「、磯松中学校にあっては1時間当たり1,600円」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の行政財産の使用に係る改正後の東広島市使用料条例（以下「新条例」という。）別表の2の表の規定により算定される使用料の徴収は、同日前においても、新条例第2条の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

下黒瀬小学校屋内運動場、龍王小学校屋内運動場及び磯松中学校屋内運動場に冷暖房設備を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を新たに定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—